

報告事項2（周知・報告）

令和3年度（令和4年1月1日以降同年3月31日まで）における
教職員の懲戒処分の状況について

教育長が専決した標記状況について、別紙のとおり報告する。

令和4年4月25日

<参考>

地方公務員法

（懲戒）

第29条 職員が次の各号の一に該当する場合には、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

- 一 この法律若しくは第57条に規定する特例を定めた法律又はこれに基く条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合
- 二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- 三 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

令和3年度における教職員の懲戒処分の状況について

1 報告期間

令和4年1月1日から同年3月31日まで

2 概 要

期間中、14件（14名）の懲戒処分を行った。※〔 〕内は前年同期の数

校種別	免職	停職	減給	戒告	懲戒計
高等学校	1 [1]	1 [1]	3 [4]	0 [1]	5 [7]
支援学校	0 [2]	1 [3]	4 [1]	0 [0]	5 [6]
中学校	0 [0]	2 [0]	2 [0]	0 [0]	4 [0]
小学校	0 [0]	0 [1]	0 [0]	0 [0]	0 [1]
合 計	1 [3]	4 [5]	9 [5]	0 [1]	14 [14]

行為態様別	免職	停職	減給	戒告	懲戒計
一般服務関係	1 [1]	1 [1]	4 [2]	0 [0]	6 [4]
公金公物関係	0 [0]	1 [1]	5 [2]	0 [1]	6 [4]
公務外非行関係	0 [2]	0 [3]	0 [0]	0 [0]	0 [5]
交通法規違反等	0 [0]	2 [0]	0 [1]	0 [0]	2 [1]
合 計	1 [3]	4 [5]	9 [5]	0 [1]	14 [14]

(1) 一般服務関係…6件（6名）

①体罰…1件（1名）

- ・ 府立高等学校 男性講師（62歳）『減給1月』

令和3年9月、水泳の授業中、プールサイドに座る生徒がもたれかかっていたビート板を蹴り、当該生徒を転倒させるという体罰を行った。

〔管理監督責任〕

校 長（58歳） 訓戒

②営利企業への従事等制限違反…1件（1名）

- ・ 府立高等学校 女性教諭（41歳）『減給3月』

連鎖販売取引を行う会社の会員となり、平成30年4月から令和3年12月にかけて、約29万円の収入を得た。

③職務専念義務違反等…3件（3名）

- ア 市立中学校 男性講師（23歳）『減給6月』

令和3年5月から同年9月までの間、合計15回・2時間20分、授業中にスマートフォンでゲーム等を行った。

また、このことについて、保護者等に虚偽の説明を行った。

[管理監督責任]

校長（59歳）訓告

イ 府立高等学校 女性主査（60歳）『停職1月』

平成31年1月から令和4年1月にかけて、合計504回・194時間33分、勤務時間中に職場の業務用パソコンでパズルゲームをしていた。

[管理監督責任]

校長（59歳）厳重注意

元校長（55歳）厳重注意

ウ 府立高等学校 男性教諭（63歳）『免職』

令和2年4月から令和3年12月にかけて、合計199回・約695時間、勤務時間中に職場を離脱した。

また、職場を離脱する際、担当授業と勤務時間終了後の退勤打刻を、同僚教員らに代行させた。

④虚偽報告…1件（1名）

・ 府立高等学校 男性校長（58歳）『減給1月』

令和3年5月下旬から同年11月にかけて、教員の非違行為について調査を懈怠し、教育庁に対し、繰り返し虚偽の報告を行った。

(2) 公金公物関係…6件（6名）

①通勤手当の不正受給等…4件（4名）

ア 府立支援学校 女性教諭（38歳）『停職1月』

平成30年8月から令和2年12月にかけて、許可なく、自動車通勤し、当該期間のうち、合計16月について、通勤手当を不正に受給した。

また、平成30年10月から令和2年10月にかけて、特別休暇を合計16回、6時間45分不正に取得した。

[管理監督責任]

校長（62歳） 厳重注意

イ 府立支援学校 女性臨時実習助手（44歳）『減給1月』

バス及び鉄道を利用する通勤認定を受け、通勤手当を受給していたが、令和3年4月から令和4年1月までの間、バスによる認定経路について、許可を得ずに原動機付自転車で通勤し、通勤手当を不正に受給した。

ウ 府立支援学校 男性講師（24歳）『減給3月』

鉄道を利用する通勤認定を受け、通勤手当を受給していたが、令和3年4月から同年11月までの間、経路の一部について、許可を得ずに自動車又はバイクで通勤し、通勤手当を不正に受給した。

また、令和3年5月から同年11月までの間、出張に際して、公共交通機関を利用する旨届け出たが、実際には自動車又はバイクを利用し、合計12回、出張旅費を不正に受給した。

[管理監督責任]

校長（61歳） 厳重注意

エ 府立支援学校 女性講師（30歳）『減給3月』

鉄道を利用する通勤認定を受け、通勤手当を受給していたが、経路の一部について、許可を得ずに自転車で通勤し、通勤手当を不正に受給した。

②出張旅費の不正受給…1件（1名）

・ **府立支援学校 女性講師（60歳）『減給3月』**

令和3年4月から令和4年2月にかけて、118回の出張のうち、80回について、旅費を不正に受給した。

③特殊勤務手当の不正受給…1件（1名）

・ **市立中学校 男性教諭（36歳）『減給1月』**

令和2年6月、同年8月及び同年9月に、実際には行っていない部活動指導を行ったとして、特殊勤務手当を虚偽申請し、合計5日分の特殊勤務手当を不正に受給した。

(3) 交通法規違反等…2件（2名）

①無免許運転等…1件（1名）

・ **市立中学校 男性教諭（32歳）『停職6月』**

令和3年4月から同年10月までの間、通勤や出張等のため、無免許でバイクを運転した。

また、令和3年5月から同年9月にかけて、自転車による通勤認定を受けながら、無免許でバイク通勤し、通勤手当を不正に受給した。

[管理監督責任]

校長（59歳） 厳重注意

②酒気帯び運転…1件（1名）

・ **市立中学校 男性講師（30歳）『停職6月』**

令和3年11月30日、バイクで酒気帯び運転した。

3 府教委の取組み

- 教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントについて、従前より未然防止や意識の向上を図ってきたが、「セクシュアル・ハラスメントに関するアンケート」において、教員が生徒に帰宅を促す際に頭部に触れる、授業中に寝ている生徒を起こそうとして肩に触れるなどし、生徒が嫌悪感や不快感を抱くという訴えがあったことから、令和4年1月、府立学校の教職員に対して、「児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントの防止について（通達）」を発出し、児童・生徒に対して、身体的接触を行うことは、セクシュアル・ハラスメントになり得ることを理解し、厳に慎むよう指示した。

- 令和4年度「府立学校初任者研修」、「新規採用者研修」において、服務等の理解を通して公務員としての自覚を持たせるための講義を実施した（令和4年4月5日からWeb配信方式により実施）。

- 令和4年度「府立学校新任校長研修」において、教職員の不祥事根絶に向けて、所属教職員の服務管理に係る指導・監督を徹底するよう指示した（令和4年4月20日実施）

- 令和4年度「小・中学校新任校長研修」において、教職員の不祥事根絶に向けて、所属教職員の服務管理に関する指導・監督を徹底するよう指示する（令和4年5月12日からWeb配信方式により実施）。

教職員の懲戒処分における状況（校種別・行為態様別件数）【令和3年度】

参考資料2

校種	高校	支援学校	中学校	小学校	計
件数	17	9	13	2	41
種別	免職	停職	減給	戒告	計
一般服務関係	児童生徒への体罰・暴行		4(1)	1	5(1)
	児童生徒へのわいせつ セクハラ・不適切な行為	3(2)		2(2)	5(4)
	教職員へのわいせつ行為	1(1)			1(1)
	営利企業従事制限違反			3	3
	認定外通勤等			2	2
	不適切な会食への参加				2
	休暇の虚偽申請	1(1)	1		2(1)
	職務専念義務違反	1	1	1(1)	3(1)
	管理職の虚偽報告			1	1
公金公物関係（着服、手当等不正受給）	1(1)	2	8(1)		11(2)
公務外非行関係	窃盗	1(1)			1(1)
	盗撮	1(1)			1(1)
	ストーカー規制法違反		1(1)		1(1)
交通事故・交通法規違反	1	2(2)			3(2)
合計	10(7)	7(3)	21(5)	3	41(15)

教職員の懲戒処分における状況（校種別・行為態様別件数）【令和2年度】

校種	高校	支援学校	中学校	小学校	計	
件数	22	13	7	3	45	
種別	免職	停職	減給	戒告	計	
一般服務関係	児童生徒への体罰・暴行・強要			6(4)	2	8(4)
	児童生徒へのわいせつ等（自校）	1		2(1)		3(1)
	休暇の不正取得		3			3
	教員へのわいせつ		1(1)			1(1)
	欠勤			2		2
	個人情報流出				1	1
	背任・職務専念義務違反等	1		1		2
	公文書偽造・職務懈怠			1	1(1)	2(1)
公金公物関係	公金詐欺・不適切会計	1(1)		1		2(1)
	手当の不正受給 （通勤手当、特殊勤務手当）		2	8	2	12
公務外非行関係	児童生徒へのわいせつ等（他校）	2				2
	痴漢（18歳以上）	1	1			2
	児童買春・児童ポルノ禁止法違反	1(1)				1(1)
	窃盗	1				1
	邸宅侵入・暴行等		2(1)			2(1)
交通事故（死亡）				1	1	
合計	8(2)	9(2)	22(5)	6(1)	45(10)	

※（ ）内は府費負担教職員数で内数。政令市、豊能地区教職員を除く。